

うきは市子ども医療費の支給に関する条例

(平成17年3月20日条例第126号)

改正 平成18年9月28日条例第52号 平成20年6月25日条例第31号
平成24年9月27日条例第23号 平成27年3月24日条例第13号
平成28年3月23日条例第15号 平成28年6月13日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども うきは市の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例(平成17年うきは市条例第134号)による重度障害者医療費の支給を受けている者及びうきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年うきは市条例第127号)によるひとり親医療等の支給を受けている者を除く。
- (2) 乳幼児 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 3歳に達する日の属する月の末日までにある者
 - イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 児童 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く。
 - イ 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 保護者 医療保険各法の被保険者であつて、うきは市の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (5) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。

- (1) うきは市の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は対象者から除くものとする。

- (1) 第2条第2号イに掲げる乳幼児及び第3号に掲げる児童の生計を維持する者の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「施行令」という。)第1条に規定する額以上であるときの当該子どもの保護者

3 前項第3号に規定する所得は、施行令第2条及び第3条の規定により算出した額とする。

(子ども医療費の支給)

第4条 市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療(子どもについては、入院に係る医療に限る。以下同じ)に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第2号イに掲げる乳幼児及び第3号に掲げる児童にあっては、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次の各号に規定する額については支給しない。

(1) 児童が入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)

(2) 前号に規定するもの以外の場合

ア 乳幼児 1月につき600円(ただし、自己負担分相当額が600円に満たない額の場合は、当該額。)

イ 第2条第3号アに規定する児童 1月につき1,200円(ただし、自己負担分相当額が1,200円に満たない額の場合は、当該額。)

2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例（平成17年うきは市条例第134号）により第2条第2号イに掲げる乳幼児の入院により負担すべき額を負担した保護者はその全額、同条例により第2号第3号イに掲げる児童が入院により負担すべき額（1月に3,500円を超えた場合の額をいう。）を負担した保護者については、負担した額から3,500円を控除した額を支給するものとする。

（受給資格の認定）

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、第2条第2号イに掲げる乳幼児となった日及びその日以降毎年10月1日以降引き続き子ども医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

（子ども医療証の交付）

第6条 市長は、子どもの保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

（子ども医療証の提出）

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

（支給の方法）

第8条 市長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、子どもが受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

4 市長は、第2条第3号イに規定する児童が受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたときは、受給資格者からの申請により当該

受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。ただし、第4条第4項に規定する受給資格者については、当該負担した差額を支給する。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の吉井町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和49年吉井町条例第18号)又は浮羽町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和49年浮羽町条例第31号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月28日条例第52号)

この条例中第1条の規定は平成18年10月1日から、第2条の規定は平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成20年6月25日条例第31号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後のうきは市乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号イの乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則(平成24年9月27日条例第23号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、改正前のうきは市乳幼児医療費の支給に関する条例第3条第2項第2号中の児童手当法及び児童手当法施行令の規定は、児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)及び児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第113号)の施行前の規定を適用する。

附 則(平成27年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児・子ども医療費から適用する。
(うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)
- 2 うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例(平成17年うきは市条例第134号)の一部を次のように改正する。第3条第2項第3号中「乳幼児医療費」を「乳幼児・子ども医療費」に、「受けることができる乳幼児」を「受けることができる乳幼児及び子ども」に改める。

附 則(平成28年3月23日条例第15号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後のうきは市子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号イの乳幼児及び第3号の児童に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。
(うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)
- 3 うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例(平成17年うきは市条例第134号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項第3号中「乳幼児・」及び「乳幼児及び」を削る。

(うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

- 4 うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年うきは市条例第27号)の一部を次のように改める。
別表第1及び別表第2の表中「乳幼児・」を削る。

附 則(平成28年6月13日条例第26号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。